規制改革会議 地域振興 T F 議事概要

1. 日 時:平成20年5月13日(火) 15:30~16:30

2. 場 所:永田町合同庁舎2階 中会議室

3. 議 題:財務省ヒアリング

「補助対象財産の転用等の弾力化について」

4. 出席者:【規制改革会議】

川上主査、安念委員、米田委員

【財務省】

主計局法規課 主計企画官 森 浩太郎

○川上主査 本日はどうもありがとうございます。

私は規制改革会議の地域振興の主査をやっております川上と申します。 まずはこのような場に お越しいただきまして、ありがとうございます。補助金適正化法のことで、先般から規制改革会議 として取り上げていたのですが、事務局で調べていただいたら、どんどん前向きな格好で進んでい るという状況ではあるんですが、こちらでも何点か確認したいこともございまして、今回このよう な場を設けさせていただきました。

まず、最初に御説明いただきまして、その後、質疑応答という形でやらせていただければと思います。

○森主計企画官 本日は説明させていただく機会をいただきまして、どうもありがとうございます。 財務省主計局で会計法規の関係をやっております主計企画官の森でございます。

本日は、お手元の資料の「補助対象財産の転用等の弾力化について」御説明させていただきます。 それでは、始めさせていただきます。

めくっていただいて3枚目でございますが「参照条文」の「○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」をごらんいただきたいと思います。22条でございます。補助金は国民の皆様方からの税等を使いまして、国会の議決を経まして予算化されるものでございまして、本来的には特定の公益の目的の達成ということで御申請いただきまして、特定の公益目的に使うということでございます。特にストック系、施設というものについては、ある程度一定年限使っていただきまして、その使用・利用を通じまして、公益が発揮されるものでございます。これは普通の負担付贈与や特定目的信託も同様だと思いますけれども、補助対象財産については、基本的にはその目的を達成していただくというのが考え方でございます。

さて、参照条文 22 条を見ていただきますと、基本的な考え方がございますが、各省各庁の長の 承認を受けた場合においては、財産処分の制限から外れる形になっておりまして、その例外を設け ておるところでございます。

この運用につきまして、いろいろ御議論がございまして、私が記憶する限りにおいて申しますと、

昔、地方分権推進委員会におきまして、空き教室の利活用みたいな話がございました。これは後で出てきますけれども、少子高齢化により学校では教室がだんだん空いてくる。地方公共団体におきましては、高齢者施設ということで需要が発生する。つまり、地方において生じたそれぞれの公益性の中で、空き教室について何か有効に利用できないかといった御議論がございました。

そして、また貴会議からも昨年 12 月 25 日と伺っていますが、厚生労働省なり農林水産省、環境 省が所管しますごみ処理施設の転用につきまして、運用がちょっと硬直的ではないかということを 御指摘いただいておると存じております。

補助金等に係る予算の執行に関しましては、各省各庁の長が執行責任を負う形になっております し、補助金につきましては、目的、趣旨というものはそれぞれ違いますので、基本的には各省庁と いうことで御指摘いただいていると考えております。

他方、表紙に戻っていただきまして、1つ目の〇でございますが、閣議了解で設置されておるものでございますが、政府の方に補助金等適正化中央連絡会議というものがございます。これは、各省庁の官房長などを構成員といたしまして、私ども財務省の主計局で庶務をやらせていただいておりますが、そこにおきまして、いろいろな御指摘や先駆的な取組みも参考に、ある程度一律に申し合わせを行いまして、補助対象財産の転用の弾力化を進めようという形になっております。本日はこの会議の庶務をやっている立場から御説明させていただくということでございます。

めくっていただきまして、2枚目が、今年4月10日に申し合わせがなされたものでございます。 1つの契機は本会議の御意見もございましたが、地方分権改革推進委員会でも中間的なとりまとめ をいただきましたので、それを受けまして、みんなでどうしようという形で考えまして、とりまと まったものでございます。

一のところでございますけれども、地方公共団体を取り巻く状況です。先ほど申しましたように近年における急速な少子高齢化、もしくは産業構造の変化、例えば工業団地を造成したけれども、結局使われなくなってしまったとかそういう話ですが、このような社会経済情勢の変化に対応する。もしくは、こういった状況変化への対応以外でも、積極的に既存のストックを効率的に活用しまして、地域を活性化しようという話もございますので、地方公共団体の補助対象財産につきましては、おおむね 10 年を経過したものについては、補助目的を達成したものとみなすという形にしております。

これは 10 年ということでございますが、ある程度いろんな省庁の補助対象施設の弾力化を見ましたところ、大体 10 年というものがございますので、そこはおおむね 10 年が目安ということで、補助目的が達成されたと考えられるのではないかということで、今回そういう形の数字を置かせていただいたということでございます。

更にこれは承認という形になっておりまして、地方公共団体によっては江戸の敵を長崎で討つみたいな御懸念もあって、なかなか難しい。もしくはいろいろ手間がかかるという話や御懸念があると聞いておりますので、当該財産処分の承認につきましては、原則、地方公共団体等で報告なり届出をすれば国の承認があったものとみなす、そういうことを導入しようという話でございます。これは包括承認制度ということで、国の承認という行政行為が必要な場合でも、こういうものでやる

ことは意外にあるものでございますので、これを手続の簡素化の観点から導入させていただいたということでございます。

また、承認の際に、そもそも使い道とか譲り先、自分のところの補助対象施設なんだから、なるべく自分と同じ省庁内での目的で転用してもらう、違う省庁の用途に使うと承認をなかなか与えないとか、そういう御懸念もございますので、用途や譲渡先等については、差別的な取扱いをしないことを申し合わせで明記したということでございます。

あと、基本的な考え方でございまして、補助目的を達成したということなので、いわゆる残余財産、財産によっては耐用年数が残っていて、減価償却をしても、当然、経済的価値がある。場合によっては、補助割合だけ返す旨という話もあるかもしれませんけれども、今回の申し合わせにおいては、補助目的を達成したんだから、国庫納付を求めないという取扱いにさせていただいたところでございます。

ただ、ほかの人に売ってしまったという話、例えば地方財政が厳しいから何でもかんでも売って しまって財源対策にするような場合も懸念される。もしくは本当に売ってしまって、その対象施設 が本来使用されるべきだった行政事業に対応できないのではないかといったもあるかとは思いま すので、必要最小限であったら、そういうものの対応状況の提出を求めることについても、各省庁 で御懸念があれば、できるものとしたということでございます。

更にこれは 10 年という話でございますが、地方公共団体において、災害があって物が壊れてしまったとか、昨今で言いますと市町村合併がございまして、補助対象施設なりハコモノについては、1 つだけあればいいという話もございます。こういう話につきましては、市町村合併や地域再生はむしろ国策でございますので、そういう国策に伴うようなものにつきましては、同じような形で補助目的を達成した。あとは、報告等をもって国の承認があったとみなす。国庫納付を求めないという形の取扱いをさせていただきました。確かにこれは長い議論がございまして、ここまで統一的な取扱いをしたのは、先ほど川上先生からもお話がございましたが、私どもはかなり画期的な取扱い。財務省というよりも各省庁で申し合わせたところでございますが、そういうことをやらせていただいたと自負しております。

具体的には、この申し合わせにおきまして、これは補助金でございますので、各省庁におきまして、規定等を整備していただくという形でございまして、今のところ、私どもが把握しておるところですと、厚生労働省、警察庁、総務省の3省庁で、既に規定を整備していると伺っております。 取組み状況につきましては、今、申し上げたとおりでございます。

- ○米田委員 もう一度、3省庁というのはどこですか。
- ○森主計企画官 厚生労働省と総務省と警察庁でございまして、こういう申し合わせをしましたので、ほかの各省庁につきましても、鋭意取り組んでいるところだと理解しております。
- ○川上主査 説明はよろしいですか。
- 〇森主計企画官 済みません。恐縮でございます。あとは参照条文として、先ほどの補助金適正化 法の 22 条の関係、一番最後に地方分権改革推進委員会から、この委員会の考え方と同じときに出 たというものでございますけれども、中間的なとりまとめということで、国民、住民本位の地方分

権改革という形で要請がある。

これは米田先生がお関わりになっておりますが、自民党の地域活性化特命委員会からも御要請をいただいておったということでございます。

○川上主査 どうもありがとうございます。

これで見ると、10 年経過したものについては、各省庁の官房長が集まっての申し合わせだから、 全部合意がとれていると考えても、今後、10 年未満のものについて各地方自治体が要求をしたもの に関しては、その地域の実情に合った判断ということでしょうけど、やはり各省庁によっての判断 は違うんでしょうね。

○森主計企画官 今回 10 年経ったという話のほかに、要するに、原則地方公共団体が報告なり届出をすれば、国の承認があったとみなすという形の取扱いをしていたことになりますので、そこは今後各省庁で規定を整備されることになりますが、地方公共団体が自分の財産を処分する場合には当然議会等の議決等も得るわけでございますが、そこで公益性等を勘案して別のものに使う。場合によっては、民間で有効利活用してもらうという御判断があるかと思いますけれども、そういう場合に届出をすれば、それで転用できるという形になるものだと考えております。

- ○川上主査 これは飛躍的に変わってきたということですか。
- ○森主計企画官 これは皆様方に御審議等をいただきまして、御理解いただきました。
- ○川上主査 どうぞ。
- ○米田委員 どうもありがとうございます。今の御報告だけではなくて、抜本的な運用見直し、ありがとうございます。本当に規制改革会議の席でこういうふうにありがとうございますというのは、割と珍しいことかもしれないんですけれども、よくここまで踏み込まれましたね。
- ○森主計企画官 私どもは庶務をやる立場でございますけれども、各省庁におきましても、そもそもは補助金でございますので、当該特定公益目的に使ってもらうことは確かですけれども、事情変更の法則とか、各地域における公益性、他の公益との比較みたいなものがございまして、そういうものを受けまして、10年経ったらということで御判断いただいたところだと考えております。
- ○米田委員 非常に前向きな運用の弾力化でありがたいと思っているんですが、2~3つ確認のために、内部のこと、記載のことについてお話を伺わせていただければと思います。

まず、すごく根本的なことなんですけれども、補助金適正化法の対象外となる補助金というものは、存在するんでしょうか。

○森主計企画官 補助金の定義になるかと思うんですけれども、1つは国の制度でございますので、例えば一般に地方公共団体は別の政府でございますので、地方公共団体さんが全然国からの補助を受けないで独自に補助されるものは、民間の方から見れば、国が出しても地方が出しても同じではないかということでございますが、補助金等適正化法とは別のものだと考えております。

ただ、先ほど申しましたように、多分、地方公共団体におきましても、当初出したものが出した とおりの公益目的に使われることは担保したいと思いますので、同じような取扱いなり補助要綱等 で実施されているのではないか。これは推測でございますけれども考えております。

他方、国の方でこういう取組みをすれば、地方の単独の補助につきましても、同じような考え方

が浸透していくのではないか。これは推測レベルでございますが思われます。

- ○米田委員 一応別の主体になりますものね。でも、国がこういうふうに非常に画期的な弾力化を された場合は、地方も割とそれにならっていく傾向がありますので、これからは地方から出る補助 金についても、相当な弾力化が期待できるという見込みはありますね。予想されますね。
- ○森主計企画官 考え方としましては、そもそも交付したときの目的と、それ以後の要するに公共 性なり状況の変化みたいなものをどう勘案するか。

また、地方におきましては、そもそもの補助金がどういうものを対象としているかという、そも そも論がございますので一概には言えませんけれども、こういう取組みがあったことが契機となっ て、地方においても検討されることは十分考えられるということだと思います。

- ○米田委員 それから、補助金もいろいろあると思うんですけれども、国から直接都道府県とか、 国から直接市町村というものが多いわけなんですが、国が都道府県を介して市町村に出す補助金も あるんですか。
- ○森主計企画官 ございます。いわゆる間接補助金というものです。
- ○米田委員 間接補助金は、この場合対象になるんですか。
- ○森主計企画官 国の分につきましては、当然対象になりますが、例えばほかの方からも補助金等をもらっておりまして、その方がはいと言わない場合にどうなるかというのは、なかなか難しいところがございます。
- ○米田委員 複数から補助金をもらっていることもありますね。
- ○森主計企画官 そういうこともあるかと思いますので、冒頭申し上げたことに戻りますけれども、 そこは国の考え方を受けまして、別途補助金を出される主体がどういうふうにお考えになるかとい う問題を私どもで強制することはなかなか難しいので、そこら辺の兼ね合いになるかと思います。
- ○川上主査 国の各省庁にまたがって交付金が出た場合は、問題がないわけですね。
- ○森主計企画官 国のレベルではこういう形で申し合わせをいたしましたので、問題ありません。
- ○川上主査 県から出た場合は、その限りでないということになりますね。
- ○森主計企画官 分権の世の中でございますので、国が地方公共団体に対して、あなたの補助金の 運用もこうしろということは言い難いんですけれども、ただ、考え方としましては、準拠するよう な形になると予想されるものでございます。
- ○安念委員 この考え方をお変えになったことについての紙は、地方公共団体にも回っていくわけですか。
- ○森主計企画官 恐縮でございます。説明漏れでございました。

1枚めくっていただきまして、補助金等適正化法第 22 条の規定に基づく各省各庁の長の承認についての柱書きの3段目の段落でございますけれども、各省各庁は、補助対象財産の財産処分の承認基準をできるだけ具体的なわかりやすい形で定めるとともにで、委員が御指摘のとおり、地方公共団体及び地方支分部局に対する周知、情報提供を確実に実施することという形でございますので、これは確実に実施する形で申し合わせていただいたということです。

○安念委員 その紙は、各省各庁の名で出るわけですね。

- ○森主計企画官 そういう形になります。
- ○安念委員 財務省の名では出ないのですね。
- ○森主計企画官 これは先ほど御説明しましたけれども、予算の執行はあくまで各省各庁でやっておりますので、その責任者が、この補助金についてはかくかくしかじかという形でやらせていただくということで、既に厚労省と警察庁と総務省ではそういう形のものを出したと把握しております。 ○安念委員 財務省の名の紙だと、やはりありがたみが数段違うと思います。
- ○森主計企画官 そこは申し上げましたけれども、予算の関係の話と執行の話は別でございまして、 私ども執行の話というのは。
- ○安念委員 執行ではないです。これは言わば法令の解釈に関する技術的助言みたいなものです。 こういうことになりましたということです。
- ○森主計企画官 例えば補助金等適正化法第 22 条の規定に基づく各省各庁の長の承認につきましては、我々、補助金等適正化中央連絡会議は各省庁の官房長に入っていただいている会議で、こういう法令集にも載るようなものでございます。
- ○安念委員 財務大臣は予算を作成する、原案をつくる大臣であるとともに、予算を執行する各省 各庁の長の1人でもありますね。
- ○森主計企画官 おっしゃるとおり、執行に関しましては会計法の 10 条ですけれども、要するに 各省各庁が責任を負う形になっておりますので、そういう形でやらせていただく。御説明しました けれども、今日は法律を所管する立場もありますけれども、連絡会議の庶務を担当する立場から参 上させていただいたということでございます。
- ○米田委員 実際にこの趣旨どおり、周知、情報提供が確実に実施されたかどうかをチェックするような機能はどこが持つんですか。
- ○森主計企画官 チェックというか、各省各庁の大臣がやられる話でございますので、いわゆる通知などをやられないはずはないと思います。出したものについては、私どもは情報提供という形でいただくことにはなっております。
- ○米田委員 それから、文章の最初のところの2段落目で「なお、地方公共団体以外の者の補助対象財産についても」と書いてあるんですが、そのときに地方公共団体以外の具体的対象者というと、例えばどういう感じなるんですか。第三セクターとかそんな感じになるんですか。
- ○森主計企画官 今回の話は基本的にその地域におきまして、まさに高齢化なり産業構造の変化も しくは地域活性化を担う地方公共団体につきましては、議会なり住民監査などのいわゆる民主的基 盤もあるということでございまして、ここを中心に考えております。
- 三セクにつきましても、議会等の監督を受けている部分もございますので、一定の弾力化が考えられるだろうということでございまして、ここのなお書きで、地方公共団体以外のものの補助対象財産についても「趣旨を踏まえて」という形で書かせていただいているところでございます。
- ○米田委員 ということは、むやみな転用ではなくて、地方公共団体がそれなりに自分たちでいろんなものを決めるときに、そういう民主的プロセスを経ておられるということが前提であるわけで

すね。第三セクターも県が出資したりしているところが多いので、恐らくそういう地域主権の民主 的プロセスを踏まれるであろうということを前提に、ここは書いておられるということなんですか。 ○森主計企画官 そういうことも考慮するということでございます。

- ○米田委員 そのプロセスを踏まないような補助金をもらった施設があったとした場合は、どうなるんでしょうか。
- ○森主計企画官 地方公共団体から出資等をされていますので、その面での民主的統制はあると考えられるのではないかとは思っております。

ただ、先ほどございましたが、例えば、財源対策のために、交付目的の行政需要があるにもかか わらず、売るという話になりますと、それは趣旨から外れることだと思います。

- ○米田委員 今度、地域力再生機構の問題で第三セクターを使いますね。第三セクターの再生問題で、実は補助金適正化法はすごく大きなテーマであったわけです。実際にいろんな第三セクターをもう一回再生させるときに、いろんな用途変更が出てくると思います。そういったものも基本的にはこの対象になるということですね。
- ○森主計企画官 今回の話は、消極的な時代の流れなり状況の変化なりという話だけではございませんで、まさに既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためという積極要件も背景としてございますので、こういう取扱いをさせていただいたということでございます。
- ○川上主査 各市町村から、こういう施設のこういうところに使いたいという要望が出た場合に、 100%そのとおりになりますと解釈していいのか、あるいはそこで各省庁が何らかの使用目的に応 じて、ある程度取捨選択をできると考えた方がいいのか。その辺りは、どうなんでしょうか。
- 〇森主計企画官 国だけが補助している場合におきましては、今の申し合わせのとおりです。10 年経過した補助対象財産については、原則、市町村が報告なり届出等をすれば、国の承認があった ということで転用できる。基本的には国庫納付、いわゆる減価償却しても資産価値が残っていた場合、それについて返すみたいな話はないということでございます。
- ○米田委員 有償で民間に譲渡したり、貸し付けたりした場合は国庫納付を求めると書いてあるんですが、それは基本的に減価償却分ですね。
- ○米田委員 有償の場合はどうですか。
- ○随行者 有償の場合は、例えば実際にお金が自治体に入る話ですから、例えば補助率をかけて御返納してくださいとか、そういった条件を附すことができるというのが基本的な考え方でございます。
- ○米田委員 イメージは、補助率という感じなんですね。
- ○随行者 それが多かったと思います。
- ○川上主査 有償の譲渡というのは、市町村が民間に有償で渡す場合ですね。
- ○随行者 そうです。売り渡すとか、そういう場合です。
- ○川上主査 その場合には、国庫納付を求めることができますということですね。
- ○随行者 そうでございます。

- 〇川上主査 それを市町村で運営する場合、あくまで 10 年経ったものについては無償だし、市町村が望めば、それなりの手続を踏んでいるから 100% そのとおりになりますということですね。
- ○随行者 そうです。基本的な考え方として、もともと転用した場合に、年数が経過していなかったら、先ほどおっしゃっていた減価償却が終わっていないので、残額に応じて国庫納付をまず求めます。国庫納付してもらえば転用してもいいですというのが、もともとです。

今回そこは 10 年経過していたら外す。ただ、それは無償譲渡などの場合で、自治体の方にお金が入らないという前提の議論です。ただ、入る場合には、財源対策のための処分ということは、さすがに目的からもどうかということなので、その場合には、一定額の国庫納付を求めることができるという整理にしております。

○米田委員 わかりました。

第二項の方を教えていただきたいんですが、10年経過した前のものであっても「市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分については、一と同様とする」と書いてあるんですが、地域再生等の施策というのは、具体的にはどんなイメージでおられるんですか。

- ○森主計企画官 ここは、申し合わせで「等」をどこまで読むかという話になるんだと思います。
- ○米田委員 余り聞かない方がいいかもしれません。
- ○森主計企画官 イメージとしましては、先ほど説明いたしましたように、いわゆる国策で補助金 をもらった地方公共団体の責に帰せないような場合をイメージしておるという話でございます。
- ○米田委員 国策ですか。
- ○森法規企画官 いわゆる国策です。地域再生なり市町村合併というものは、ある種、地方公共団体のためにもなるんですが、国策という面もございますので、そういうものに関しましては、当初、補助金をもらったときには想定されていなかったというような話もございますので、10年経っていなくても、一と同様の取扱いをするという話でございます。
- ○随行者 これはあくまで 10 年未満の話ですので、例えば先ほど先生がおっしゃっていた地域力 再生機構の関係で、10 年経っていないものの補助対象財産の処分が再生に向けて必要になったよう な場合は、ある意味、国策ということであれば、こういうところでの範囲に入ってくる。

今はまだ法案が審議中なので、地域再生法と同じような形で、たしかあのときは、案件として認められれば一定の手続でそれなりに認めるという形、地域再生法と似たような規定になっていたと思いますので、そういったものも国策の1つの範囲に入ると思います。

- ○米田委員 地方自治体がつくる地域再生計画などがありますね。地域再生計画は勿論対象になる わけですね。
- ○随行者 そういうことになります。
- ○米田委員 それとは別に、各自治体が自分のところの地域再生をするためにいろいろとやられる 施策がありますね。そういうものも対象になるんですか。
- ○随行者 そうなると、地域再生という範囲が広がっていきますので、そこは若干個別の判断が、 各省庁の中で出てくるという気はいたします。ここは一律にこういう形で、各省庁の申し合わせに していますので、非常にわかりやすい地域再生計画、地域力再生機構の話、市町村合併といった国

- の施策を想定しております。
- ○米田委員 これは国の施策と読めばいいわけですか。
- ○随行者 想定しているのは、そういうことです。
- ○米田委員 でも、書いてないということは、地方の地域活性化策みたいなものでも排除はされて いないわけですね。
- ○随行者 そこはまた個別の議論になると思います。
- ○森主計企画官 そこは、当初、補助金を出したときに達成すべき特定の公益性と、それなりに地 方を取り巻く状況なり、地方の必要性みたいなところがございますので、そこは一律みたいなもの はいかがなのかというところがございます。
- ○米田委員 かえって、余り明記されない方が柔軟な運用ができてよいということもありますね。
- ○随行者 それは各省庁の施策とか、そういったものもあり得るんだろうとは思います。そこは一 応例として、こういう形で挙げさせていただいているということです。
- ○米田委員 なるほどね。
- ○森主計企画官 元に戻りますけれども、各補助金は一体どういう補助金なのかとか、補助金の目的なり趣旨に戻っていくような議論になるとも考えております。
- ○川上主査 補助金適正化法に関する補助金の額というのは、大体どのぐらいの金額なんですか。
- ○森主計企画官 20 年度予算で申しますと、委託費も含めた補助金等の総額でございますと 32 兆 円あるわけでございますけれども、ただ、いわゆる義務的な老人保健の関係とか、いろんなものも ございます。

あと、地方公共団体向けは 59.5%という形になっていて、補助金につきまして地方分権の関係で 一般財源化とか、交付金化という話がございますので、年々非常に少なくなっております。

- ○川上主査 補助金適正化法に基づく補助事業というのは、20年度予算で32兆円もあるんですか。
- ○安念委員 社会保障関係の義務的なものが、非常にたくさんありますね。
- ○森主計企画官 ございます。
- ○安念委員 裁量的にハコモノやプロジェクトに使っている補助金というのは、そんなにないんだ ろうと思います。
- ○森主計企画官 そうですね。
- ○川上主査 おおむねどのぐらいなるんでしょうか。
- ○安念委員 義務的とそうでないものを分けた統計はあるんですか。
- ○森主計企画官 負担金と補助金という形で分けたものがございまして、今、全体も申しましたけれども、20年度で申し上げますと、負担金が12.5兆円。いわゆる純粋な補助金も下水道事業の補助金とかいろんなものがございます。あと、健保の徴収費用に対する補助金などもございまして、そういうものを含めますと、6兆円ぐらいでございます。

ハコモノにつきましては、いろいろ御議論ございまして、昔に比べるとかなり減ったと理解して おります。

○米田委員 補助対象財産というものは、何もハコモノだけではないんですね。施設や機械、車両

などもあるんですね。

- ○森主計企画官 不動産なり重要な機械という形で考えております。
- ○米田委員 車両は入るんですか。
- ○森主計企画官

基本的には重要なものということで、不動産なり重要な機器等ということで、適正化法上は規定 されていたと存じております。

補助金適正化法の政令の13条でございますが、不動産、船舶、航空機、浮標、浮きドックなど、機械、重要な器具で各省各庁の長が定めるもの、その他の各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて定めるものという形になりますので、細かいものになってしまいますと、また各省各庁の長がどのように定めているかという話になるかと存じております。

- ○米田委員 車両は入りそうにないですね。定められていたら入るわけですね。
- ○森主計企画官 そういうことです。
- ○米田委員 それは見てみないとわからないわけですね。
- ○森主計企画官 その補助金でどういう公益目的を達成するかによって、物によっては、例えば消防車とか転用してはいけないものもあるかと思いますので、私どもで、今、車両だから一律にいいかどうかみたいなことについては、にわかに即答しかねる状況でございます。
- ○米田委員 それはそうですね。すごいものがいっぱいありますものね。
- ○米田委員 各省庁はこういう御方針に対して、そのまま素直にそうしましょうというふうになったんですか。
- ○森主計企画官 それは規制改革推進会議や地方分権推進会議などで、いろいろ御議論いただいたところで、各省庁も今回の方針のとりまとめという形で合意していただいたと考えております。
- ○米田委員 御苦労されましたか。
- ○森主計企画官 私どもは淡々と進めさせていただきました。
- ○安念委員

例えば市町村が国からも直に補助金をもらう。更にマッチングみたいな形で都道府県からももらう。こういう補助金が入ってハコモノがつくられたということになると、論理的に言えば、国からもらった分についてはこれが適用されるんだという整理には論理的にはなるんでしょうけれども、しかし、1つのハコモノであると、屋根は国に買ってもらいました、床は都道府県に買ってもらいましたというわけにはいかないわけでしょう。そうなると、これは適用のしようがないということになるんですか。

- ○森主計企画官 何人か権利を持っている場合において、国の分につきましては、当然転用しても いいという話になりますが、まさに論理的な話でございまして、実際そういう事例があるかどうか はわかりません。
- ○安念委員 それはわかりませんね。
- ○森主計企画官 都道府県が本当に自分だけの御事情で、やはりこれは転用してはいけませんと言

うかどうかという話です。

○安念委員 それはそうです。そこまでけちなことを言ってもらっては困ります。

○米田委員 あと、願わくばなんですけれども、せっかく画期的な御方針を打ち出されたので、できれば周知していただきたいんです。こういうものは、頭は変わったんだけれども、実際にそれを運用する現場まで情報が伝達されて、この趣旨どおりに動くというところまでは、結構距離があることも多いかと思うので、先ほど安念委員からも申し上げましたけれども、財務省としてこういうことを打ち出したんだということを広くお伝えする努力をしていただけるとありがたいと思います。

○森主計企画官 財務省ではなく、中央連絡会議の庶務としてでございます。そういう御懸念があると思いましたので、柱書きの3段目で、地方公共団体及び地方支分部局に対する周知、情報提供を確実に実施することという形で申し合わせさせていただいたところでございます。

お話につきましては、各省庁と機会がございましたら、こういう会議からも確実に情報提供して ほしいという話があったことについては御連絡いたしたいと考えております。

各省庁の大臣が責任を持っている話でございますので、財務省からというのもどうかということ でございます。

○関参事官 例えば次回の連絡会議なりで、各省庁から周知の状況なり、あるいはこういうふうに 条件を定めました、改めましたということを報告してもらうとか、そういうことは考えられないん でしょうか。

○森主計企画官 実務的には、私どもは各省庁が出した規定等につきましてはいただきますけれど も、特別何らか強い権限を行使していただいているわけでもありません。

ただ、お話としましては、申し合わせに反した行為がございましたら、これは各省庁が確実に実施するという申し合わせ違反でございますので、そこは何と言いますか、そこまで各省庁を疑うのかという話にはなるかと思います。

○安念委員 それはよくわかるんです。今、参事官から伺ったことも、せっかくこれだけはっきりと文章の中で書いてくださったのに、これ以上そんなことを言うなというのはおっしゃるとおりなんだけれども、財務省さんは一度決めたことは完璧な仕事をなさいます。それはわかっています。ところが、霞が関にもいろんな省庁があるというのは、これは財務省さんが一番よく御存じで、やりますと言って、何かの会議のときに紙を配っただけというところもあるんです。

それは財務省さんを信用していないとかそういうことではなくて、現場に下りてくるには、結構なタイムラグや認知ラグがあるという事例が今まであったものですから、それで申し上げているんです。

○森主計企画官 逆に言いますと、こういう形で貴会議からの御議論も踏まえまして、私ども中央 連絡会議ではやらせていただきましたので、別途、各省庁から状況を伺う。既に3省庁はやってお りますし、ほかの省庁も鋭意努力しているという形で事務的に聞いておりますけれども、私どもで 何か実施されないことについて疑念を抱いている立場ではございません。

○安念委員 それはそうですね。

- ○米田委員 こちらの会議は、頑張ってフォローさせていただくということです。
- ○森主計企画官 フォローさせていただくというか、みんなで集まって決めた話でございますので、 これは政府全体でやっていくということだと思っております。
- ○川上主査 あるいは規制改革会議として、こういうヒアリングを受けて、こういうふうになって いますという発信をすることは、特に問題ないですね。
- ○安念委員 それはそうでしょう。
- ○森主計企画官 御議論いただきまして、そのフォローアップとしまして、各省庁に対しても、こういうことをいたしましたという形で書いていただくことは、各省各庁としまして御意見を受けた成果が出たということでございまして、よろしいことだとは思います。
- ○川上主査 逆にそういうことを出しておけば、各省庁も余り反対できないことになりますからね。
- ○安念委員 よろしいのではないでしょうか。財務省が聞けと言ったから、我々は聞きます。そん なこと言ってはいけないね。
- ○米田委員 そういうことを言ったら、やはりね。
- ○森主計企画官 周知、情報提供が確実に実施されることについて、閣議でもそうなんですけれど も、申し合わせたことは実施していただけると思います。
- ○安念委員 よくわかりました。
- ○米田委員 いろいろとどうもありがとうございます。これは、長年、地方公共団体が待ち望んでいた大英断の1つではないかと私は思います。これは地方の活性化に本当に寄与すると思います。 すばらしいお仕事をされたのではないかと私は思っております。
- ○森主計企画官 繰り返しになりますけれども、私どもは庶務をやっただけでございまして、各省 庁に御理解をいただきまして、各先生方の御指導を受けまして、ここまで進んだという理解でござ います。
- ○米田委員 ありがとうございました。
- ○川上主査 ありがとうございます。事務局の方は何かよろしいですか。聞き漏らしたことはありませんか。
- ○事務局 大丈夫です。
- ○川上主査 本日はどうもありがとうございました。
- ○米田委員 連絡会議で各省庁の方に、非常に御英断だと思いますということもお伝えいただければと思います。
- ○森主計企画官 お褒めの言葉があったと、折に触れて説明させていただきます。
- ○米田委員 ありがとうございます。
- ○川上主査 ありがとうございました。

以上